

社会福祉法人ひだまり

次世代法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人ひだまりでは、年齢や性別、また雇用形態の区別なく、仕事と子育てを両立しながら、誰もがやりがいと充実感を感じられる環境整備を進めます。また、仕事と家庭、仕事と育児を両立させる仕組みを整備し、職員の生活を充実させるために次の行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

2. 内容

目標1

産前産後休暇、育児休暇、育児休業給付金、社会保険料免除、短時間勤務制等についての制度や男性職員の育児休業取得制度の周知や情報提供を行う。

【対策】

令和5年4月1日～
就業規則、育児・介護休業規程を全職員に周知する。

目標2

育児休業後に職員が復帰しやすくなるため、休業中の職員に定期的に情報提供を行う。

【対策】

令和5年4月1日～
広報誌や事業所便りを休職中の職員に配布し、情報提供を行う。

目標3

所定外労働時間削減のための措置の実施として、時間外労働や休日出勤の多い職員に対して面談を実施、業務量の調整等を行い、所定外労働の削減と同時に心身の安定を図る。

【対策】

令和5年4月1日～

管理職等が職員の毎月の時間外労働を把握、労働基準法の限度時間を超えるような職員がいる場合はもちろん、時間外労働が増える傾向の職員がいる場合も、面談等を実施し、業務量の調整や業務システムの見直し等を行い改善を図る。

目標4

女性職員の育成に関する管理職研修等の取組を図る。

【対策】

令和5年4月1日～

管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修システムの検討・整備を行い、管理職へのステップアップを進める。